

IV 参考資料

1. 事前調査票、依頼状

1. 1 事前調査対象企業への依頼内容

(依頼状 1ページ目)

令和5年11月3日（金）までにご提出ください。

令和5年10月

「民間企業における退職給付制度に関する調査」ご協力のお願い

株式会社矢野経済研究所
内閣官房内閣人事局退職手当第二係

拝啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣官房内閣人事局では、民間企業の退職給付の実態を踏まえ、より適切な国家公務員の退職給付制度の検討を行う観点から、この度、民間企業の退職給付制度に関する調査を実施することといたしました。

具体的には、全国の企業から約1,000社を対象として、調査の内容により退職給付制度における実態を把握することとし、産業・従業員数別に、無作為に抽出した結果、御社に依頼させていただきます。

なお、ご提供いただいた調査結果等については、内閣人事局での国家公務員制度の検討にのみ活用させていただくこととし、厳重に管理の上、個別の企業名、回答内容等が外部に公開されるようなことは決してございませんので、念のため申し添えます。

本調査に関する業務については、内閣人事局から委託を受けた、株式会社矢野経済研究所が実施しております。次頁の「『民間企業における退職給付制度に関する調査』ご回答に際して」をご覧ください、郵送、FAX等にて、下記調査委託先までご提供くださいますようお願い申し上げます。ご不明な点については、下記調査委託先に直接お問い合わせください。

ご多忙中のことは存じますが、本調査の主旨にご理解を賜り、何とぞご協力くださいますようお願い申し上げます。

敬具

【調査委託先】（内容についてのお問い合わせ先）

株式会社 矢野経済研究所
〒164-8620 東京都中野区本町 2-46-2 中野坂上セントラルビル
担当：石神・高野
TEL：03-5371-6934（東京） 担当者業務用携帯電話 070-8818-8274
お問い合わせ時間：平日 9:00～17:00
E-MAIL：taishoku@vano.co.jp

【調査委託元】

内閣官房内閣人事局退職手当第二係
担当：五味・海野 TEL：03-5253-2111（代表）
本調査に関するお知らせ：
<内閣人事局ホームページ>
https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjiyoku/minkan_taisyokukyufu.html

「民間企業における退職給付制度に関する調査」ご回答に際して

1. ご回答いただきたい内容

- (Ⅰ) ご連絡先
貴社名、電話番号など
- (Ⅱ) 貴社の概況
事業内容、従業員数など
- (Ⅲ) 貴社の退職給付制度の概要
退職給付制度の有無など
- (Ⅳ) 貴社独自の取組等
独自の退職給付制度、支給制限処分
- (Ⅴ) 本調査に関連する後日のヒアリング調査について
後日ヒアリングにご協力いただけるかなど

(別紙「民間企業における退職給付制度に関する調査」回答様式にご記入ください。)

2. 個人情報及び企業情報のお取扱いについて



本調査でお預かりした個人情報及び企業情報につきましては、ご回答内容の再確認など調査業務のみに利用し、他の目的では利用いたしません。また、内閣人事局及び弊社以外の第三者への提供や個人情報の取扱いを外部に委託することはありません。お取扱いの詳細は、こちらをご確認ください。

⇒ https://www.yano.co.jp/privacy_policy/

3. 提出期限

提出期限：令和5年11月3日（金）

4. 提出にあたっての注意事項

次頁の「6. 提出方法」をご参考に、郵送（切手不要）、FAX等の方法によりご提出をお願いします。ご不明な点、ご質問等ございましたら、下記までご連絡ください。

また、別紙「民間企業における退職給付制度に関する調査」回答様式の電子媒体（Word2010）をご所望の場合も、下記までご連絡ください。

5. お問い合わせ先

株式会社 矢野経済研究所（担当）石神・高野
〒164-8620 東京都中野区本町2-46-2 中野坂上セントラルビル
TEL：03-5371-6934 お問い合わせ時間：平日9:00～17:00
E-MAIL：taishoku@yano.co.jp

6. 提出方法

下記ア～ウの方法により、ご提出をお願いいたします。

ア 郵送でご提出いただく場合

- ① 別紙「民間企業における退職給付制度に関する調査」回答様式に、必要事項をご記入ください。
- ② ①を同封の返信用封筒に入れ、11 月 3 日（金）までに、切手を貼らずにポストにご投函ください。

イ F A Xでご提出いただく場合

- ① 別紙「民間企業における退職給付制度に関する調査」回答様式に、必要事項をご記入ください。
- ② 下記の「提出先 F A X」番号宛てに、①をご送信ください。

提出先 F A X : 03-5371-6965

ウ その他の方法でご提出いただく場合

ア、イ以外のご提出方法をご希望の場合は「5. お問い合わせ先」までご連絡ください。

ご提出は、令和5年11月3日（金）までに、お願いいたします。

～本調査へのご協力ありがとうございました～

「民間企業における退職給付制度に関する調査」回答様式

別紙

I ご連絡先

ご回答いただいた内容を確認させていただく場合がありますので、ご担当者様のご連絡先をご記入ください。

貴社名	
部署名	
ご担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

II 貴社の概況

問1 貴社の事業内容（業種）は、次のうちどれに該当しますか。

（○は1つ。事業が複数ある場合、過去一年間の売上の最も多い事業を選択してください。）

1 農業、林業	11 不動産業、物品賃貸業
2 漁業	12 学術研究、専門・技術サービス業
3 鉱業、採石業、砂利採取業	13 宿泊業、飲食サービス業
4 建設業	14 生活関連サービス業、娯楽業
5 製造業	15 教育、学習支援業
6 電気・ガス・熱供給・水道業	16 医療、福祉
7 情報通信業	17 複合サービス業
8 運輸業、郵便業	18 サービス業（他に分類されないもの）
9 卸売業、小売業	19 その他（ ）
10 金融業、保険業	

問2 貴社の企業全体の常勤従業員は何人ですか。（○は1つ）

1 50人未満	3 100～300人未満	5 1,000人以上
2 50～100人未満	4 300～1,000人未満	

※企業全体の常勤従業員とは、貴社において期間を定めず雇用されている、いわゆる正社員をいいます。

問3 貴社は、設立してから何年になりますか。（○は1つ）

1 5年未満	3 10年～20年未満	5 30年以上
2 5年～10年未満	4 20年～30年未満	

Ⅲ 貴社の退職給付制度の概要

問1 退職給付制度はありますか。(○は1つ)

1 ある(退職一時金制度のみ)	3 ある(企業年金制度のみ)
2 ある(退職一時金制度と企業年金制度の併用)	4 ない

※退職給付制度とは、退職一時金制度及び企業年金制度のことをいいます。なお、企業年金を一時金として支給するもの(選択一時金・脱退一時金)は、退職一時金制度ではなく、企業年金制度としてください。

→回答1、2の方→問2へ／回答3の方→問3へ／回答4の方→問5へ

問2 退職一時金の算定方式(計算式)は次のどれに該当しますか。(○はいくつでも)

1 退職時の基本給×勤続年数別支給率	4 ポイント方式
2 別テーブル方式(退職金算定基礎給等×勤続年数別支給率)	5 その他()
3 定額方式	

※「退職時の基本給」には退職時の基本給の一部としている場合も含まれます。

※「別テーブル方式」とは、退職時の基本給とは別の退職一時金算定基礎額に勤続年数別支給率を乗じて算出する方法をいいます。

※「定額方式」とは、退職時の賃金とは関係なく、勤続年数別、退職理由別などに、退職一時金額そのものを事前に定めているものをいいます。

※「ポイント方式」とは、退職一時金の算定にポイントを用いるもので、勤続年数、資格、役職、成績等に応じて毎年ポイントを付し、退職時にその累計に1ポイント当たりの単価を乗じて退職一時金を決定する方法をいいます。

問3 退職金の算定式やポイント制でのポイント付与方法において、要素となるものは次のどれに該当しますか。(○はいくつでも)

1 勤続年数	6 年齢
2 退職理由(自己都合、会社都合、定年、死亡、早期退職、希望退職等)	7 学歴
3 職能(等級・資格)	8 ボーナス
4 役割(職務・役職)	9 採用方法(新卒採用、中途採用等)
5 評価・考課	10 その他()

問4 退職金の支給額(新卒採用されてから定年退職した場合)をご記入ください。(任意回答)

平均支給額(万円)	モデル支給額(万円)
------------	-------------

→問6へ

(問1で「4 ない」と回答した方のみお答えください。)

問5 退職給付制度がない理由を教えてください。(○はいくつでも)

1 定年制がないため	5 スtockオプション制度を導入しているため
2 従業員の流動性が高いことや設立から間がないことなどから従業員の在職期間が短いため	6 現物支給をしているため()
3 月額賃金・賞与等に乗せているため	7 その他()
4 年俸制、出来高払い制など従業員の実績を重視した賃金体系の中で処遇をしているため	

→問8へ

Ⅳ 貴社独自の取組等

問6 退職給付制度について、あるものを全て選択してください。(○はいくつでも)

1 スtockオプション制度(一部含む)	3 中途(経験者)採用者を対象とした制度
2 勤続期間が短い場合に、退職金を不支給とする制度(以下に詳細な内容を記載)	4 退職金前払い制度
会社都合・定年退職の場合の最低勤続年数: (年 月)	5 ない
自己都合退職の場合の最低勤続年数: (年 月)	

問7 懲戒処分における支給制限処分制度について、あるものを全て選択してください。(○はいくつでも)

1 懲戒解雇の場合あり	4 1～3以外の場合であり()
2 懲戒解雇以外(出勤停止、減給等)の場合でもあり	5 支給制限処分はない
3 禁煙以上の刑が確定した場合あり	

Ⅴ 本調査に関連する後日のヒアリング調査について

問8 貴社の退職給付制度に関する取組みについて、今回の調査に関連した詳しいご意見をお聴きしたい場合、後日ヒアリング調査にご協力いただけますでしょうか。(○はいくつでも)

1 WEB会議なら協力できる	3 電話なら協力できる
2 対面なら協力できる	4 協力できない

⇒回答1, 2, 3の方→問9へ/回答4の方→回答終了です

問9 ヒアリング時に貴社の退職給付制度に関する規定等のご提供は可能でしょうか。(○は1つ)

1 可能	3 ヒアリング時の共有のみ可能
2 一部可能	4 不可

～ 以上となります。ご協力ありがとうございました ～

「『民間企業における退職給付制度に関する調査』ご回答に際して」の「6. 提出方法」をご参考に、
令和5年11月3日(金)までにご提出ください。

(送付用封筒)



ゆうメール

この調査は内閣官房内閣人事局より委託を受けまして、矢野経済研究所が実施しております。
本調査の趣旨にご理解を賜り、何とぞご回答くださいますようお願い申し上げます。

内閣官房内閣人事局委託調査

「民間企業における退職給付制度に関する調査」
ご協力をお願い

【調査実施機関】株式会社 矢野経済研究所
〒164-8620 東京都中野区本町 2-46-2 中野坂上セントラルビル
TEL : 03-5371-6934 FAX : 03-5371-6965
お問い合わせ時間：平日 9:00～17:00

令和5年11月3日（金）までに、ご回答よろしくお願いいたします。

 **矢野経済研究所**
Yano Research Institute Ltd.

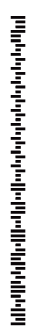
本 社 東京
支 社 大阪・名古屋・ソウル・上海・台北

担当者名: _____ ダイヤルイン
電話番号: _____

差出人／返還先 佐川急便株式会社 7152
〒177-0041 東京都練馬区石神井町2-36-19

弊社からのご案内がご不要の場合、送付先に変更がある場合は、
弊社ホームページ(<https://www.yano.co.jp/form/dm/>)
「郵送ダイレクトメール訂正・利用停止」
にて、ご登録下さいますよう、お願い申し上げます。

(返信用封筒)

	1648790 701 (受取人) 東京都中野区本町二丁目四十六番二号 中野坂上セントラルビル内 株式会社 矢野経済研究所 ICT・金融ユニット 「民間企業における退職給付制度に 関する調査」事務局 行
	内閣官房内閣人事局委託調査

2. 本調査における主要な用語の定義

＜表＞用語の定義

用語	定義
退職一時金制度	従業員が退職した際に一括して退職金を支給する制度（社内準備の他、中小企業退職金共済、特定業種退職金共済、特定退職金共済などを含み、企業年金における選択一時金、脱退一時金は含まない）。
企業年金制度	公的年金（厚生年金、国民年金（基礎年金））以外で、企業が何らかの形で掛金を拠出している年金制度、確定給付企業年金（DB）、確定拠出年金（企業型 DC）、厚生年金基金など。
確定給付年金（DB）	会社が、外部機関に積み立てた年金資産を運用し、その運用状況にかかわらず、確定した年金（退職金の一部）を社員に給付する制度。
企業型確定拠出年金（DC）	会社が、毎月社員の年金専用口座に確定した掛け金を拠出し、社員自身がその掛け金を運用することにより、将来の年金資産を積み立てていく制度。社員自身による年金資産の運用状況に応じて、将来社員に給付される年金が増減する。
選択制企業型確定拠出年金（選択制 DC）	社員が拠出を選択でき、拠出する場合は社員が掛け金を負担する。拠出する場合の掛け金は企業型確定拠出年金と同様に扱い、拠出しない場合は給料として支払う。
退職金前払い制度	退職時に支払う退職金を、在職期間中の給与に退職金相当額を上乗せして支払う制度。
選択一時金制度	企業年金制度において、年金の受給資格を得た者に対して年金が支給されることとなっているが、別途規約を設けた場合については、本人から申請があった場合に全額若しくは一部の金額を年金に換算し一時金として支給を受けることができる制度。
中小企業退職金共済	条件を満たす中小企業が加入可能な制度。独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営。
ストックオプション制度	会社が従業員等に対して、あらかじめ定めた価格で自社株を取得できる権利を付与する制度。